

言渡	平成21年12月1日
交付	平成21年12月1日
裁判所書記官	

平成21年(受)第645号

判 決

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

東京都墨田区江東橋2-19-7

被 上 告 人 ネットカード株式会社

同代表者代表取締役

上記当事者間の東京高等裁判所平成20年(ネ)第4494号不当利得返還請求事件について、同裁判所が平成20年12月24日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人松崎龍一の上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人が、被上告人に対し、継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。)1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、その

支払を求める事案である。

被上告人は、上記不当利得返還請求権の一部については、過払金の発生時から10年が経過し、消滅時効が完成したと主張してこれを争っている。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号）により法律の題名が貸金業法と改められた。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 上告人と被上告人は、昭和62年4月16日から平成18年11月24日までの間、第1審判決別紙「計算書1」記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った。

(3) 上告人は、平成20年2月18日、本件取引により発生した過払金は292万0938円であり、平成18年11月24日までに発生した民法704条所定の利息は30万8353円であると主張して、上記過払金及び利息並びに上記過払金に対する取引終了日の翌日である同月25日から支払済みまで年5分の割合による同条所定の利息の支払を求めて、本件訴えを提起した。

(4) 被上告人は、平成10年2月17日以前の弁済によって発生した過払金に係る不当利得返還請求権については、過払金の発生時から10年が経過し、消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。

3 原審は、前記事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、上告人の請求を250万4224円及びうち191万8400円に対する平成18年11月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で認容すべきものとした。

過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）は、発

生と同時に権利を行使することができるものである。本件において、過払金返還請求権の行使を妨げるような法律上の障害はなく、かつ、その権利の性質上、権利行使が現実に期待できなかつたというべき事情もないから、過払金返還請求権の消滅時効は、過払金発生時から進行する。したがつて、平成10年2月17日以前の弁済により発生した過払金返還請求権は、発生から10年の経過により消滅時効が完成した。同月18日以後の弁済によって発生した過払金は191万8400円であり、これに対する平成18年11月24日までに発生した民法704条所定の利息は58万5824円である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

継続的な金銭消費貸借取引が、借入金債務につき利息制限法1条1項所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生したときには、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含む基本契約に基づくものである場合は、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁、最高裁平成20年（受）第543号同21年3月3日第三小法廷判決・裁判集民事230号167頁、最高裁平成20年（受）第1170号同21年3月6日第二小法廷判決・裁判集民事230号209頁参照）。

前記事実関係によれば、本件取引は継続的な金銭消費貸借取引であるから、それが過払金充当合意を含む基本契約に基づくものであれば、本件取引により発生した

過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、本件取引が終了した平成18年11月24日から進行し、本件訴えが提起された時点ではいまだ完成していなかったというべきである。

しかるに、原審は、本件取引の経過に照らして存在することがうかがわれる基本契約が、過払金充当合意を含むものであるか否かについて確定することなく、過払金返還請求権の消滅時効は過払金発生時から進行するとして被上告人の時効の抗弁に理由があると判断したのであるから、原審の上記判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そこで、上記の点について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官田原睦夫の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官田原睦夫の反対意見は、次のとおりである。

私は、過払金返還請求権の消滅時効は、その発生時から進行すると解すべきものであり、原判決に違法な点はなく、本件上告は、棄却されるべきであると考える。

その理由は、前記最高裁平成20年（受）第543号同21年3月3日第三小法廷判決における私の反対意見の中で述べたとおりである。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	原	睦	夫
裁判官	藤	田	宙	靖
裁判官	堀	籠	幸	男
裁判官	那	須	弘	平

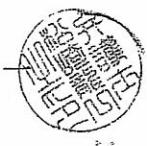
裁判官 近藤崇晴

上告受理申立て理由書

平成21年2月18日

最高裁判所 御中

上告受理申立て人訴訟代理人 弁護士 松崎龍



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還請求上告受理申立事件

上記当事者間の東京高等裁判所平成21年(受)第42号不当利得返還請求上告受理申立事件について、上告受理申立て人は次のとおり、上告受理申立て理由書を提出する。

目 次

第1 原判決の最高裁判例違反	2頁
1 過払金返還請求権の消滅時効の起算点は取引終了時である	2頁
2 最高裁判所平成21年1月22日判決	2頁
3 本件における過払金充当合意の存在について	4頁
4 小括	4頁
第2 結語	4頁

上 告 受 理 申 立 の 理 由

第1 原判決の最高裁判例違反

原判決は、最高裁判所第一小法廷平成21年1月22日判決(平成20年(受)第468号不当利得返還等請求事件・民集未掲載・裁判所ホームページ最高裁判所判例集)に違反しており、破棄されるべきである。

1 過払金返還請求権の消滅時効の起算点は取引終了時である

第一審判決は、「消滅時効は、権利を行使することができるときから進行するものである（民法167条1項）ところ、過払金が発生した場合における過払金返還請求権（不当利得返還請求権）は、過払金が発生した時点において行使することが可能であるから、過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、各過払金が発生した時点と解するのが相当である。」（第一審判決4頁12行目以下）と判示し、本件における平成10年3月5日以前に発生した過払金は、その後の借入金債務に充当された分を除いて、時効によって消滅したとし、原判決もこれを引用した。

しかしながら、最高裁判所第一小法廷平成21年1月22日判決が判示した通り、本件においては、過払金充当合意が法律上の障害となり、上告受理申立人の過払金返還請求権の行使を妨げていたところ、相手方との取引が継続している間は消滅時効は進行せず、上告受理申立人と相手方との間の金銭消費貸借取引が終了した時点である平成18年11月24日から消滅時効が進行すると解するのが相当である。

2 最高裁判所平成21年1月22日判決

最高裁判所平成21年1月22日判決は、本件と同様、過払金返還請求権の消滅時効の起算点が問題となった事案において、次の通り判示した。

すなわち、「このような過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発

生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなつた時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

借主は、基本契約に基づく借入れを継続する義務を負うものではないので、一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ、その時点においては存在する過払金の返還を請求することができるが、それをもって過払金発生時からその返還請求権の消滅時効が進行すると解することは、借主に対し、過払金が発生すればその返還請求権の消滅時効期間経過前に借主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることを求めるに等しく、過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反することとなるから、そのように解することはできない（最高裁平成17年（受）第844号同19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1073頁、最高裁平成17年（受）第1519号同19年6月7日第一小法廷判決・裁判集民事224号479頁参照）。

したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当であ

る。」と判示し、過払金充当合意が存在する場合には、過払金返還請求権の消滅時効は取引が終了した時から進行するものとした。

3 本件における過払金充当合意の存在について

第一審判決が「……原告と被告との取引は全体として一連の取引であったと認めるのが相当である」（第一審判決4頁7行目以下）と判示し、原判決もこてを引用したように、上告受理申立人と相手方との間における本件取引は、全取引期間を通じて1個の連続した貸付取引である。そうすると、本件取引において過払金が発生した場合には、当該過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解される（最高裁平成18年（受）第1887号同19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

4 小括

したがって、本件における上告受理申立人と相手方との間には、全取引期間を通じ、過払金充当合意が存在したものと認められるところ、かかる充当合意の存在が法律上の障害となるため、消滅時効は上告受理申立人と相手方との取引が終了した時点である平成18年11月24日から進行するのである。

第2 結語

よって、本訴提起の日が平成20年2月18日であるところ、本件は未だ消滅時効期間を満了しておらず、「平成10年3月5日以前に発生した過払金は……時効により消滅している」（第一審判決5頁8行目以下）と判示した第一審判決を引用する原判決は、最高裁平成21年1月22日判決に違反しているので、破棄されるべきである。

以上

当事者目録

上告受理申立人

(送達場所)

〒171-0014

東京都豊島区池袋2-38-2 cosmy1ビル3階

ベル法律事務所

上告受理申立人訴訟代理人 弁護士 松崎 龍一

電話 03-5957-5528

FAX 03-5957-3054

FAX 03-5957-5617 (直通)

〒130-0022

東京都墨田区江東橋二丁目19番7号

相手方 ネットカード株式会社

上記代表者代表取締役

これは正本である。

平成 21 年 12 月 1 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 村田泰

